

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要な政策と最新動向)

2016年3月



2016年「政府活動報告」の税関主要業務

李克強首相は、2016年3月5日に開催された第12期全国人民代表大会第4回全体会議で2016年度政府活動報告を行い主要任務を表明した。そのうち、国際貿易では、「一帯一路」の建設をさらに促進させ「シルクロード沿線諸国の税関と協力体制を構築し国際物流の大動脈を整備し、国境経済協力区、クロスボーダー経済協力区、オフショア経済貿易協力区の建設を推進する」。また、輸出入の動向から、縮小傾向を食い止めるため輸出入政策、電子商取引、貿易構造の最適化、税関特殊監督管理区域の統合・最適化、貿易円滑化の促進など新たな要求を提起し、自由貿易区建設についても、さらに発展を加速して、貿易・投資の自由化を促進すると述べた。

国家発展改革委員会など5機関が共同して「企業技術センター国家認定管理弁法」を公布

国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、税関総署ならびに国家税務総局は共同して、2016年2月26日付けで「企業技術センター国家認定管理弁法」(国家発展改革委員会、科学技術部、財政部、税関総署、国家税務総局聯合令2016年第34号)を公布し、同年4月1日より施行した。同管理弁法は、「国家認定企業技術センター管理弁法」(2007年第53号令)の改訂版としてイノベーションを柱とした成長戦略の実施を徹底させ、政府が認定する企業技術センターの管理を規定する。また、同管理弁法は、政府が、企業技術センターの認定、運営評価、インセンティブ政策、監督管理などに対し、原則、申請企業の企業技術センター認定を年1回、運営評価を2年に1回実施すると定めた。

税関総署が2016年商品分類行政裁定(II)を公布

中国税関総署は、2016年3月28日付けで「2016年商品分類行政裁定(II)の公布に関する公告」(税関総署公告2016年第21号)を公表した。同公告に基づき、英偉達半導体技術服務(上海)有限公司が申告した「英偉達テレビ娛樂一体化機」、および索尼電腦娛樂(上海)有限公司(ソニー・コンピューター・エンターテーメント上海)が申告した「仮想現実ゲーム用ヘッドセット」の2品目の商品分類に対し、行政裁定を行った。

税関総署が「通関申告書の記載作成規範」を改定

中国税関総署は、2016年3月24日付けで「『中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範』の改定に関する公告」(税関総署公告2016年第20号)を公布した。同公告は、従来の「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」を改定し、輸出入貨物の荷送人及び荷受人の申告業務を規範化し、輸出入通関申告書の記入要件の統一化を図るものである。今回の改定は、主に申告項目の名称の一部、及び申告品目数の上限などに対し調整を行い、「特殊関係の確認」「取引価格への影響の確認」「ロイヤリティ支払の確認」などの申告項目が追加された。これは中国税関総署の輸出入貨物申告の監督管理の要求の高まりである。

上記テーマの概要と分析は、KPMG China が作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-13-customs-declaration-form.pdf>

保税物流センター(B型)の設立申請および審査承認関連事項に関する公告

中国税関総署、財政部、国家税務総局ならびに国家外貨管理局は共同して、2016年3月15日付けで「保税物流センター(B型)の設立申請および審査承認関連事項に関する公告」(税関総署、財政部、国家税務総局および国家外貨管理局公告2016年第18号)を公布した。同公告により、保税物流センター(B型)の設立申請および審査承認の手続きは一層規範化され、法律遵守、申請資料及び審査根拠が対象である。

クロスボーダー電子商取引(越境EC)輸入に関する最新の税収政策を公布

財政部、税関総署ならびに国家税務総局は共同して、2016年3月24日付けで「越境EC小売輸入の税収政策に関する通達」(財関税[2016]18号)を公布し、越境EC小売輸入の税収政策を改めた。同通達は2016年4月8日より施行された。同通達では、越境EC小売輸入商品を貨物商品と見なし、関税および輸入段階の増価税若しくは消費税を課税する、また1件当たりの限度額・年間取引限度額、課税方式、返品手続きによって税金に及ぶ影響を明示した。このため、財政部、商務部による「越境EC小売輸入商品リスト」の公布が待望されている。

関税税則委員会が輸入物品に対する輸入税を改正

國務院関税税則委員会は、個人物品の輸入ルートに関する入国物品の租税政策を整備するため、2016年3月16日付けで「入国物品の輸入税調整の関連問題に関する通達」(税委会[2016]2号)を公布し、入国物品の輸入税目および税率を改正した。同通達は2016年4月8日より施行された。同通達によると、入国物品の種類は従来の4つの大分類から、3分類に調整され、さらに適用される税率は15%、30%又は60%となった。

上記テーマの概要と分析は、KPMG China が作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-14-cross-border-ecommerce.pdf>

税関総署が事前入力システムのクライアントソフトウェア及び業務データ交換インターフェースアクセスを可能に

中国税関総署は、2016年3月17日付けで「税関の事前入力システムのクライアントソフトウェア及び業務データ交換インターフェースのアクセスに関する公告」(税関総署公告2016年第16号)を公布した。同公告は貿易の安定成長および通関手続きの効率化を目指している。このため、企業と税関におけるシステム連動若しくはデータ送信で直面する問題などの解決策が期待される。企業は、基幹のデータ連動システムを開発する場合、システム上のデータ交換などの詳細を速やかに管轄政府機関と確認しなければならない。

上記テーマの概要と分析は、KPMG China が作成したチャイナタックスアラートに掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-08-china-customs-issues-annoucement-on-trade-facilitation.pdf>

関税及び輸入時の税関代行徴収税金の延納審査の実施停止

中国税関総署は、2016年3月13日付けで「関税及び輸入時に税関代行徴収税金の延期納付事項審査の実施停止に関する公告」(税関総署公告2016年第15号)を公布・実施した。同公告によると、納税義務者が、不可抗力または税務調査による更正によって税関代行徴収税金の支払いができない場合、納税義務者は、法律に準拠して税金の保全担保を供し、直接、税関窓口で延納手続きを行う場合、税関による別途の審査はない。

中国工業情報化部など5機関が共同して「重要技術設備輸入税収政策の受理手続きの調整に関する通達」を公布

工業情報化部と公庁、財政部と公庁ならびに税関総署と公庁は共同して、2016年3月11日付けで「重要技術設備輸入税収政策の受理手続き事項の調整に関する通知」(工信部聯財(2016)40号)を公布した。同通達に基づき重要な技術設備の輸入に係る税収政策の実施が徹底される。また、地方企業、いわゆる現地の政策適用を申請した製造企業(地方政府が監督管理する国有企業)と、中央企業(中央政府が監督管理する国有企業)の適用申請に関する受理手続きおよびその他の関連事項についても規定された。そのうち、申請受理の手続きについては、担当者、文書収集、送付時期、提出書類の様式、審査などが含まれ、その他の事項では、重要な技術設備輸入の税収政策に関する目録の適時見直し、業績評価および分析、経営事項の変更である。

税関総署が新速達便通関システムを本格的に稼働

中国税関総署は、2016年3月9日付けで「新たな速達便通関システムの稼働に関する事項の公告」(税関総署公告 2016年第19号)を公布した。同公告により、2016年6月1日から新たな速達便通関管理システムを本格的に稼働させ、従来の速達便通関管理システムは停止する。新たな速達便通関システムは、文書類、個人物品類および小額貨物類の出入国時の通関手続きに運用され、税関による出入国の郵送物に対する監督管理の適正化、情報化技術活用の高度化、通関の効率化、速達物の通関の迅速化となる。

各地域の税関政策の最新動向

深セン税関：管轄全区域内で「企業の自主的開示」制度を試行

深セン税関は、2016年3月28付けで「深セン税関全区域の企業の自主的開示制度の試行推進に関する公告」(深セン税関公告 2016年第2号)を公布した。同公告は、企業が、市場で経済活動を行う主体としての役割を十分に果たし、遵法意識と自律性をもつて、社会信用体制の構築、推進を目指すことを目的にしている。また、同公告は、同制度の試行に企業が自主的に参加することを前提にしており、そのため、参加企業は、過去3年に行った輸出入活動または輸出入貨物と直接関わった活動が税関の監督管理規定に則っているか、その検査を自ら行うか、若しくは第三者仲介機関に委託しなければならない。企業は、書面の報告で自主的に開示すると共に、関連資料を提出添付しなければならない。なお、深セン税関は、企業が自主的に開示した場合は法律に基づき、行政処罰の軽減または免除の権限を有している。

チャイナタックスアラートの最新号

中国政府がクロスボーダー電子商取引の輸入に関する最新税収政策を公布、各業界への影響に注意

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-14-cross-border-ecommerce.pdf>

中国税関総署が「通関申告書の記載作成規範」を改定

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-13-customs-declaration-form.pdf>

中国税関総署が貿易円滑化のための重要公告を公布、税関業務申告時の最後の課題を解決

<http://www.kpmg.com/CN/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Newsletters/ChinaAlerts/Documents/china-tax-alert-08-china-customs-issues-announcement-on-trade-facilitation.pdf>

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Helen Han 韓瀅
Director ディレクター¹
Email: h.han@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7627](tel:+86(10)85087627)

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

Lisa Li 李輝
Partner ディレクター¹
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Anthony Chau 周咏雄
Partner パートナー
Email: anthony.chau@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3206](tel:+86(21)22123206)

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Yasuhiko Otani 大谷泰彦
Partner パートナー
Email: yasuhiko.otani@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3360](tel:+86(21)22123360)

Dong Cheng 董誠
Director ディレクター¹
Email: cheng.dong@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3410](tel:+86(21)22123410)

Sothern China 華南地域

Daniel Hui 許昭淳
Partner パートナー
Email: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +852 2522 7815

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+86(20)38131198)

Lilly Li 李一源
Partner パートナー
Email: lilly.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 8609](tel:+86(20)38138609)

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.